

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	漁政課	検索番号	3 - 1
法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	根拠条項	4 - 1	
許認可等	改善計画の認定			
(根拠規定)				
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第4条第1項 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画(個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組員、社員又は株主とする法人(株式会社にあつては、公開会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。第9条第1号及び第10条第1項において同じ。)を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。)を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 (1) 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事 (2) 特定漁業協同組合等(前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一の都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものをいう。)が単独で作成した改善計画 当該都道府県知事 (3) 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所地をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県知事				
(許認可等の基準)				
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第4条第3項 農林水産大臣又は都道府県知事は、第1項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。 (2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。 愛媛県漁業経営改善計画認定要領(平成14年7月25日伺定め) 第3 1 知事は、改善計画の認定申請を受けたときは速やかにその内容を審査し、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、認定をするものとし、申請者にその旨を通知するものとする。 また、認定しないこととしたときは、申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。 (1) 第2第2項第1号の から に掲げる事項が、法第3条の規定により農林水産大臣が				

定める漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）に照らして適切なものであること。

(2) 第2第2項第1号の 及び に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

2 知事は、前項の規定による認定の判断に当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案するとともに、次の要件等を検討するものとする。

(1) 経営の向上の程度を示す指標について、改善指針に照らして適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。

漁業者についての判断基準

ア 一般型

(ア) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者

(イ) 計画期間 5年

(ウ) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15%とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者（直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又はこれに準ずる者）が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5%を下回ることはいできない。）ただし、上記基準値削減規定の適用があるのは、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限る。

イ 地域連携型

(ア) 対象者 浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組（改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致しているもの）であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者

(イ) 計画期間 3年以上5年以内

(ウ) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっては、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

ウ 新規就業者型

(ア) 対象者 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる者（漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁業協同組合若しくは行政庁が認める者（漁家子弟等））

(イ) 計画期間 5年

(ウ) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値（構成員となっている漁業協同組合における同一の漁業種類を営んで

いる者のサンプル(1/2以上を推奨)を使用した平均値とする。ただし、合併した漁業協同組合にあっては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル(1/2以上を推奨)を使用した平均値とすることができる。)以上であること。

漁業協同組合等についての判断基準

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、の判断基準をみたまのであること。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、の判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁業協同組合等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる。

- (2) 漁業経営の改善の内容について、改善指針に照らして適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。

自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること。

漁業者が次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者であること及び水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること。

ア 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

イ 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

なお、複数の漁業種類を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種類で上記ア又はイの取組を実施していること。

浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること。

- (3) 漁業経営の改善の内容が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。

漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の向上に確実につながると認められるものであること。

漁業経営の改善の内容が、公の秩序を害することとなるおそれがあるなど、公的な支援の対象として適当ではないと考えられるものではないこと。

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

(その他)